

# 地方独立行政法人大阪産業技術研究所と株式会社池田泉州銀行の

## 包括連携に関する協定書

地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「甲」という。）と株式会社池田泉州銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり、大阪地域・関西広域の中小・中堅企業のものづくり全般にわたる支援を行うことにより、地域創生に貢献することを目的に本包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

#### 第1条

本協定は、甲および乙が産業活性化、中小・中堅企業に係る研究開発・人材育成等の分野において、相互の人的・知的資源の交流・活性化を図り、相互に有意義と認められる諸事業を行うことにより、地域創生に貢献することを目的とする。

### （協力事項）

#### 第2条

甲と乙とは、次の事項について協力する。

- (1) 中小・中堅企業の競争力強化並びに地域経済・産業活性化に寄与する事項
- (2) 中小・中堅企業に対する研究開発・人材育成に関する事項
- (3) 中小・中堅企業に係る創業支援等の事業サポートに関する事項
- (4) その他両者が必要と認める事項

### （経費）

#### 第3条

甲と乙が連携協定するための経費の負担については、甲乙が協議のうえ、決定する。

### （協定期間）

#### 第4条

本協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも異議の申し入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （秘密保持）

#### 第5条

甲と乙とは、本協定に基づき提供されたあらゆる情報を極秘に保ち、第1条の目的の為にのみ使用することとし、他の目的には使用しない。但し、ここでいう情報には次の各号は含まれないものとする。

- (1) 相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの、または相手方による開示後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの。
  - (2) 相手方から開示されたときに既に保有していたもの、または相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの。
  - (3) 相手方からの開示後に、相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの。
- 2 甲と乙とは、知り得た情報については、相手方の事前の許諾の無い限り第三者へ開示し、又は漏洩してはならない。
  - 3 本協定の有効期限終了後も前二項は効力を有するものとする。

(協議)

#### 第6条

協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めない事項または変更を必要とする事項については、甲乙協議のうえ、これを決定する。

(付帯事項)

#### 第7条

本協定の締結をもって、次の協定書は、その効力を失うものとする。

- (1) 平成 28 年 6 月 1 日付け 地方独立行政法人大阪市立工業研究所と株式会社池田泉州銀行の包括連携に関する協定書
- (2) 平成 28 年 8 月 30 日付け 地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所と株式会社池田泉州銀行の包括連携に関する協定書

以上のとおり本協定を締結したことを証するため、協定書を 2 通作成し、甲・乙署名捺印のうえ、おのおの 1 通を保有する。

平成 29 年 4 月 1 日

甲：

大阪府和泉市あゆみ野 2 丁目 7 番 1 号  
地方独立行政法人大阪産業技術研究所  
理事長

乙：

大阪府大阪市北区茶屋町 18-14  
株式会社 池田泉州銀行  
頭取

---

---